

地域経済循環創造事業交付金に係る事務 に関する調査特別委員会 最終報告書

令和2年3月13日

地域経済循環創造事業交付金に係る事務に関する調査特別委員会

目 次

第1	調査に至った経緯	p. 1
第2	特別委員会	p. 2
第3	委員会の開催状況	p. 3
第4	証人の出席等	p. 5
第5	記録、資料の提出	p. 9
第6	実地調査の有無	p. 11
第7	告発等の有無	p. 11
第8	調査結果	p. 12
第9	おわりに	p. 32

第1 調査に至った経緯

平成27年6月から平成30年5月にかけて、平成26年度に宮崎市が総務省から交付を受けた地域経済循環創造事業交付金に関して会計検査院による実地検査が行われた。

その結果、当該交付金について市が不適切な事務処理を行った可能性が明らかになったため、平成30年6月7日から8月10日にかけて、本市執行部は『宮崎市国庫補助金事務処理状況調査庁内委員会（以下「庁内委員会」という。）』を設置し、当該交付金事業の事務処理について当時の担当者から聞き取りを行うなどの調査を行った。しかしながら、調査においては本市職員以外の者への事情聴取がなされていないなど、全体を網羅した調査とは言いがたく、また、責任の所在についても明らかにはされなかった。

そして、平成30年11月に会計検査院から、「宮崎市の食品加工会社が設置することとしていた宮崎県産のほうれん草等、主要農産物の規格外品等を活用したチルドドレスニングの開発及び製造を行うための機械設備等は、交付金の事業年度中に設置されていなかったことから、これに係る経費は交付金の対象とならない経費であった。また、宮崎市は、交付金の実績報告に当たり上記の事態を把握していたのに、同機械設備等を設置することになっていた施工業者に依頼して同機械設備等と同種のもの画像を取り寄せるなどして、同機械設備等が交付金の事業年度中である平成27年3月に設置されたとする虚偽の交付金の実績報告書等を作成して総務本省に提出していたとして、本件交付金事業については、総務本省から交付を受けた交付金3,210万円全額が過大に交付されていた。」との指摘を受けたため、市は3,210万円を国に返還することとなった。

そのため、本市議会は、平成30年第6回市議会（12月定例会）において、議員提出議案である「地域経済循環創造事業交付金に係る事務の監査を求める決議案」及び「地域経済循環創造事業交付金の問題について第三者委員会による調査を求める決議案」をそれぞれ可決し、監査委員及び本市執行部に対して本件事案について調査を尽くすことを求めた。

その後、これらの決議を受け、監査委員による監査及び8名の弁護士で組織された、『平成26年度地域経済循環創造事業交付金に係る宮崎市の対応等に関する第三者委員会（以下「第三者委員会」という）』による調査がそれぞれ行われたが、本市執行部と第三者委員会における覚知時期など見解に相違があるなど、いまだ全容が解明されていない状況であったため、本市議会は、令和元年10月2日に招集された第5回市議会（臨時会）において、委員9名からなる『地域経済循環創造事業交付金に係る事務に関する調査特別委員会』を設置し調査を行うこととした。

第2 特別委員会

1 調査事項

本市議会は、地方自治法第100条の規定により、地域経済循環創造事業交付金に係る事務に関する事項及び本件における不適切な事務処理に対する本市の対応、調査、説明に関する事項について調査するものとする。

2 特別委員会の設置

本調査は、法第109条及び宮崎市議会委員会条例第6条の規定により、委員9名からなる地域経済循環創造事業交付金に係る事務に関する調査特別委員会（以下「本委員会」という。）を設置して、これに付託するものとする。

3 調査権限

本議会は、1に掲げる事項の調査を行うため、地方自治法第100条第1項及び第98条第1項の権限を本委員会に委任する。

4 調査期間

本委員会は、1に掲げる調査が終了するまで閉会中もなお調査を行うことができる。

5 調査経費

本調査に要する経費は、令和元年度においては、150万円以内とする。

6 委員の定数、委員長、副委員長及び委員の氏名

定数9名

委員長	前田 広之	(前新会)
副委員長	黒川 正信	(立憲民主党宮崎市議団)
委員	伊地知 義友	(同志会)
	上野 悦男	(公明党)
	黒木 恒一郎	(市政同志会)
	黒木 通哲	(民政会)
	斉藤 了介	(志誠会)
	徳重 淳一	(社民党)
	松山 泰之	(政友会)

※会派は設置時点

第3 委員会の開催状況

回	開催日時	調査の概要
第1回	令和元年10月2日(水) 開会 午前11:35 閉会 午前11:41	1 委員長の互選 2 副委員長の互選 3 委員席の指定
第2回	令和元年10月11日(金) 開会 午前10:00 閉会 午前10:43	1 今後の委員会運営について 2 記録の請求について 3 次回の委員会の開催について
第3回	令和元年10月28日(月) 開会 午後1:00 閉会 午後1:45	1 今後の委員会運営について 2 請求記録について 3 次回開催日について
第4回	令和元年11月15日(金) 開会 午前10:00 閉会 午前11:59	1 助言弁護士の選任について 2 請求記録について 3 今後の委員会運営について 4 尋問事項について 5 次回の委員会の開催について
第5回	令和元年11月22日(金) 開会 午前10:00 閉会 午後4:24	【一部秘密会】 1 請求記録について 2 出頭を求める証人等について 3 尋問事項について 4 次回の委員会の開催について
第6回	令和元年12月11日(水) 開会 午後1:03 閉会 午後7:33	【一部秘密会】 1 今後の委員会運営について 2 請求記録について 3 出頭を求める証人等について 4 尋問事項について 5 次回の委員会の開催について
第7回	令和元年12月17日(火) 開会 午前10:00 閉会 午後6:37	【一部秘密会】 1 証人尋問について 2 出頭を求める証人等について 3 尋問事項について 4 次回の委員会の開催について
第8回	令和元年12月25日(水) 開会 午前10:00 閉会 午後6:24	【一部秘密会】 1 証人尋問について 2 出頭を求める証人等について 3 尋問事項について 4 次回の委員会の開催について

回	開催日時	調査の概要
第9回	令和2年1月7日(火) 開会 午前 10:00 閉会 午後 9:36	【一部秘密会】 1 証人尋問について 2 出頭を求める証人等について 3 尋問事項について 4 次回の委員会の開催について
第10回	令和2年1月16日(木) 開会 午前 10:00 閉会 午後 6:38	【一部秘密会】 1 証人尋問について 2 出頭を求める証人等について 3 尋問事項について 4 次回の委員会の開催について
第11回	令和2年1月22日(水) 開会 午前 10:00 閉会 午後 7:55	【一部秘密会】 1 証人尋問について 2 請求記録について 3 出頭を求める証人等について 4 尋問事項について 5 調査報告書案について 6 次回の委員会の開催について
第12回	令和2年1月30日(木) 開会 午前 10:00 閉会 午後 7:00	【一部秘密会】 1 証人尋問について 2 出頭を求める証人等について 3 尋問事項について 4 調査報告書案について 5 次回の委員会の開催について
第13回	令和2年2月3日(月) 開会 午前 10:00 閉会 午後 3:18	【一部秘密会】 1 証人尋問について 2 出頭を求める証人等について 3 尋問事項について 4 調査報告書案について 5 次回の委員会の開催について
第14回	令和2年2月13日(木) 開会 午前 10:00 閉会 午前 11:55	1 請求記録について 2 調査報告書案について 3 次回の委員会の開催について
第15回	令和2年2月21日(金) 開会 午後 1:00 閉会 午後 8:02	1 調査報告書案について 2 委員長報告について 3 次回の委員会の開催について
第16回	令和2年3月11日(水) 開会 午後 4:00 閉会 午後 4:11	1 調査報告書案について 2 委員長報告について 3 請求記録について

第4 証人の出席等

1 証人として出頭を求めた者、証言を求めた事項

●第1回尋問（令和元年12月17日）

証人の氏名	証言を求めた事項	尋問時間
平成26年度 宮崎県フードビジネス推進課主査A	宮崎県・食品加工会社・宮崎県中小企業団体中央会・本市との協議及びその後の関わりについて	午前10:00～ 午前11:15
平成26年度 財政課主査B	事業受入れから工業政策課へ移管するまでの対応について	午後0:58～ 午後2:08
平成26年度 商業労政課主査C	事業受入れから工業政策課へ移管するまでの対応について	午後2:30～ 午後3:48
平成26年度 商業労政課主幹D	事業受入れから工業政策課へ移管するまでの対応について	午後4:00～ 午後5:20

●第2回尋問（令和元年12月25日）

証人の氏名	証言を求めた事項	尋問時間
平成26年度 工業政策課係長E	(1) 商業労政課からの引継ぎから実績報告までの対応について (2) 虚偽報告に至る経緯と市役所内での報告（意思決定）について (3) 第三者委員会に提出した申述書について	午前10:00～ 午後0:13
平成26年度 宮崎県中小企業団体中央会ものづくり支援コーディネーターF	(1) 宮崎県・食品加工会社・本市との協議について (2) 地域経済循環創造事業交付金の交付申請とその後の関わりについて	午後1:00～ 午後2:02
平成26年度 工業政策課課長補佐G	(1) 商業労政課からの引継ぎから実績報告までの対応について (2) 虚偽報告に至る経緯と市役所内での報告（意思決定）について	午後2:11～ 午後3:55
平成26年度 工業政策課課長H	(1) 事業受入れから実績報告までの対応について (2) 虚偽報告に至る経緯と市役所内での報告（意思決定）について	午後4:05～ 午後5:52

●第3回尋問（令和2年1月7日）

証人の氏名	証言を求めた事項	尋問時間
元食品加工会社 取締役総務・経理部 長 I	(1)新製品の開発構想から工場完成までの交付金事業 について (2)交付金事業による新製品開発について (3)会計実地検査について	午前 10:00～ 午前 11:32
平成 29 年当時 食品加工会社 総務・経理部 J	(1)新製品の開発構想から工場完成までの交付金事業 について (2)交付金事業による新製品開発について (3)会計実地検査について	午前 11:37～ 午後 1:08
平成 26 年度 観光商工部長 K	(1)事業受入れから、実績報告までの対応について (2)市役所内部での報告（意思決定）について (3)庁内委員会、監査結果報告及び第三者委員会 について	午後 1:40～ 午後 3:02
平成 26 年度 工業政策課係長 E	(1)会計実地検査への対応について (2)庁内委員会、監査結果報告及び第三者委員会 について (3)商業労政課からの引継ぎから実績報告までの対応 について (4)虚偽報告に至る経緯と市役所内での報告（意思決 定）について (5)第三者委員会に提出した申述書について	午後 3:10～ 午後 5:02
平成 26 年度 工業政策課課長補 佐 G	(1)会計実地検査への対応について (2)庁内委員会、監査結果報告及び第三者委員会 について (3)商業労政課からの引継ぎから実績報告までの対応 について (4)虚偽報告に至る経緯と市役所内での報告（意思決 定）について	午後 5:10～ 午後 6:07

●第4回尋問（令和2年1月16日）

証人の氏名	証言を求めた事項	尋問時間
平成26年度 工業政策課課長H	(1) 会計実地検査への対応について (2) 庁内委員会、監査結果報告及び第三者委員会について (3) 事業受入れから実績報告までの対応について (4) 虚偽報告に至る経緯と市役所内での報告（意思決定）について	午前10:00～ 午前11:35
平成29年度 工業政策課主査L	(1) 会計実地検査への対応について (2) 庁内委員会、監査結果報告及び第三者委員会について	午前11:42～ 午後0:34
平成29年度 工業政策課係長M	(1) 会計実地検査への対応について (2) 庁内委員会、監査結果報告及び第三者委員会について	午後1:15～ 午後3:22
平成29年度 工業政策課課長補佐N	(1) 会計実地検査への対応について (2) 庁内委員会、監査結果報告及び第三者委員会について	午後3:32～ 午後4:55

●第5回尋問（令和2年1月22日）

証人の氏名	証言を求めた事項	尋問時間
平成26年度 財政課課長O	事業受入れから実績報告までの対応について	午前10:00～ 午前11:31
平成26年度 商業労政課課長P	事業受入れから工業政策課へ移管するまでの対応について	午前11:40～ 午後0:23
平成29年度 工業政策課課長Q	(1) 会計実地検査の対応について (2) 庁内委員会、監査結果報告及び第三者委員会について	午後1:10～ 午後2:44
平成29年度 商工戦略局長R	(1) 会計実地検査の対応について (2) 庁内委員会、監査結果報告及び第三者委員会について	午後2:55～ 午後4:28
平成29年度 観光商工部長S	(1) 会計実地検査の対応について (2) 庁内委員会、監査結果報告及び第三者委員会について	午後4:40～ 午後6:18

●第6回尋問（令和2年1月30日）

証人の氏名	証言を求めた事項	尋問時間
平成29年度 工業政策課主任主 事T	(1)会計実地検査の対応について (2)庁内委員会、監査結果報告及び第三者委員会 について	午前10:00～ 午前11:02
平成26年度 工業政策課係長E	(1)事業受け入れから会計実地検査への対応について (2)庁内委員会、監査結果報告及び第三者委員会 について	午前11:10～ 午後0:40
平成26年度 企画政策課課長補 佐U	(1)事業受け入れから会計実地検査への対応について (2)庁内委員会、監査結果報告及び第三者委員会 について	午後1:10～ 午後2:38
原田 賢一郎 氏 (副市長)	(1)会計実地検査の対応について (2)庁内委員会、監査結果報告及び第三者委員会 について	午後2:43～ 午後3:50
元食品加工会社 取締役総務・経理部 長I	新製品開発から工場完成までのスケジュール等につ いて	午後4:00～ 午後5:02

●第7回尋問（令和2年2月3日）

証人の氏名	証言を求めた事項	尋問時間
戸敷 正 氏 (市長)	(1)事業受け入れから会計実地検査までの対応について (2)庁内委員会、監査結果報告及び第三者委員会 について	午前10:00～ 午後0:06
平成29年度 工業政策課係長M	(1)会計実地検査の対応について (2)庁内委員会、監査結果報告及び第三者委員会 について	午後1:00～ 午後2:16

第5 記録、資料の提出

1 地方自治法第100条第1項の規定により提出を求めた記録

提出を求めた記録	請求先（請求時）
<p>(1) 庁内委員会において、関係職員に対し実施した聴取記録</p> <p>(2) 市議会に提出された庁内委員会会議資料一式及び第三者委員会に提出された申述書における、黒塗りで消されていない書類の写し</p> <p>(3) 第三者委員会の報告を受けて、当局が関係職員に対し実施した聴取記録</p> <p>(4) 平成26年度地域経済循環創造事業交付金（以下「本交付金」という。）に関与した企画財政部及び観光商工部の、各役職の職員及びそれ以外の職員の事務引き継ぎ書（平成27年度から平成31年度まで）※本交付金に係る部分のみ</p> <p>(5) 本市と総務省の間における、本交付金に関するメールでのやりとり一式（時系列）</p> <p>(6) 本市と民間事業者（食品加工会社、食品加工会社から補助金対象機器の設置を受注した業者）の間における、本交付金に関するメールでのやりとり一式（時系列）</p> <p>(7) 本市と会計検査院の間における、本交付金に関するメールでのやりとり一式（時系列）</p> <p>(8) 本交付金に関し、関係者及び関係職員が市長と面会を行った記録（平成26年6月1日から平成30年8月31日まで）</p> <p>(9) 本市が、第三者委員会に提出した全ての資料</p> <p>(10) 食品加工会社、食品加工会社から補助金対象機器の設置を受注した業者及び本市の間で、平成29年6月17日に実施した、交付金関連の打合せに関し、本市から出席した職員のメモ</p> <p>(11) 平成29年6月19日に実施した、本交付金に関する平成26年当時の工業政策課担当係長及び課長補佐に対し聞き取りを行った職員のメモ</p> <p>(12) 本交付金に係る会計実地検査対応における本市が所有する資料（議事録、添付資料及び対応職員のメモなど）</p> <p>(13) 本交付金に関し、平成26年の本交付金の申請に関する協議から、第三者委員会が報告書を提出するまでの本市の対応において、副市長、観光商工部長、工業政策課内、商業労政課内で所有する全ての資料（引き継いだファイル、職員のメモなど）</p>	<p>宮崎市長 戸敷 正</p>

提出を求めた記録	請求先（請求時）
監査委員において関係職員に対し実施した聴取記録	宮崎市監査委員
(1) 貴委員会が行った調査において、関係者に対し実施した聴取記録 (2) (1)の聴取を行った際の全ての資料 (* (1), (2)いずれも提出できない旨の回答があり、その理由を正当な理由と認めた)	平成26年度地域経済循環創造事業交付金に係る宮崎市の対応等に関する第三者委員会委員長
(1) 本交付金に係る請求及び受領に関する貴社の決裁資料 (2) 本交付金に係る業務に従事した貴社の担当者の業務引継書 (* (1), (2)いずれも当該資料は該当がない（作成していない）旨の回答があり、提出されなかった) (3) 本交付金に係る工場建設スケジュール資料を、平成26年11月頃までに、宮崎市に提出したことを証する資料	食品加工会社 代表取締役
平成29年5月19日から6月13日までの間に、工業政策課職員へ送付した、本事業に関するメール	平成26年度 工業政策課係長E

2 提出・照会を求めた資料等

提出・照会を求めた資料等	照会先
(1) 令和元年8月7日付け、平成26年度地域経済循環創造事業交付金に係る宮崎市の対応等に関する第三者委員会が作成した調査報告書（以下「報告書」という。）中、アルファベット表記（A～Q）の宮崎市職員の個人名、現在の所属及び役職 (2) 令和元年8月7日付け、報告書中、事業者の名称甲及び乙 (3) 令和元年8月7日付け、報告書中、カタカナ表記（ア～サ）の個人名	宮崎市長 戸敷 正
(1) 平成29年6月23日に、食品加工会社と宮崎市の間で行われた会計実地検査の対応に係る協議において、宮崎市から参加した職員の名刺の写し (2) 平成30年3月16日に、食品加工会社代表取締役と宮崎市の間で行われた本交付金の取り扱いに係る協議において、宮崎市から参加した職員の名刺の写し	食品加工会社 代表取締役

第6 実地調査の有無

(1) 記録の分析

市長、監査委員、関係企業及び関係人から本報告書「第5 記録、資料の提出」に記載の記録、資料一式の提出を求め、その分析を行った。

(2) 実地調査

なし

(3) 証人尋問の実施

令和元年12月17日（第7回委員会）から令和2年2月3日（第13回委員会）までの間、延べ29人に対して地方自治法第100条第1項の規定による証人尋問を実施した。

第7 告発等の有無

なし

第8 調査結果

1 事業受け入れから、担当課への業務引継ぎについて

(1) 確認された事実

- ・平成26年4月11日、上京中の戸敷市長へ総務省地域力創造グループ地域政策課課長補佐（元市財務部長）（以下「総務省課長補佐」という。）から地域経済循環創造事業交付金の活用について協力依頼があり、市長は、企画政策課へその旨を指示した。
- ・同月18日、企画政策課は、市制90周年事業を抱えていたことなどから、財政課に該当事業の募集を依頼し、財政課は「該当なし」で一旦市長に報告を行った後、同年6月6日に関係課を集め事業説明会を開催した。
- ・同年8月5日、総務省課長補佐が本市を訪れ、市内金融機関を財政課職員と訪問し事業の説明を行った。
- ・同月27日、本市から県に情報提供を求めているところ、県フードビジネス推進課主査A（以下「県の主査A」という。）から連絡があり、元食品加工会社取締役総務・経理部長Iと財政課主査B及び商業労政課主査Cの三者で、食品加工会社の新工場建設に関する協議が行われた。この協議における財政課主査Bが作成した市の報告書には、県の主査Aが「機械であれば3月末までに購入できるため補助対象になるだろう。」と述べたことが記載されている。
- ・同月28日、商業労政課主幹Dが同課課長Pに事業概要を報告し、工業政策課に速やかにつなぐようと商業労政課課長Pから指示を受けた。
- ・同年9月1日、商業労政課の主幹Dと主査Cから、工業政策課係長Eに本交付金の引継ぎが行われたが、管理職が立ち会わず担当職員同士で行い引継書類も整備されていなかった。
- ・工業政策課は、交付金申請の国への提出期限が迫っていたため、事業内容の十分な把握をせずに事業を引き受けることとなった。
- ・市長が総務省より直接依頼を受けた重要案件にもかかわらず、本市の食品加工会社が本交付金を活用したいとの意向を示していることは、観光商工部長Kまでしか報告されておらず、この話を持ってきた市長には報告されなかった。

(2) 委員会からの指摘

【重要案件】

平成26年4月に企画政策課から依頼された財政課が、関係課を集め事業説明会を開催し、県や金融機関等に該当事業があれば情報提供を求めるなど、通常あり得ないほど募

集作業に尽力していた。本交付金に対する職員の意識について、元本市財務部長であった総務省課長補佐から市長に直接依頼があった案件ということで、一部の職員には何としても本事業をやり遂げなくてはならないといった意識が働いていたものと考えられる。

市長からのトップダウンともいえる今回の案件は、事業を進めていくにあたり、担当部局、関係部局及び二役が十分に連携し、情報共有、進捗管理を徹底しなければならなかった。

【事業担当課】

国等からの補助金等については、担当課を速やかに決定し、事業の内容を精査した上で募集や企業等の相談等に応じるべきである。

【協議記録】

本来であれば、商業労政課は、工業政策課への引継ぎを行う際に、県庁での協議記録を作成すべきであるが、作成されないまま引継ぎを行っていることが今回の事業未完了による交付金返還の大きな一因となった。

協議した事項については、作成者を明確にした上で協議書や報告書を速やかに作成し、図面等の関係書類を添付するなど協議や意思決定の流れを確認できるようにしておくべきである。

【情報伝達】

商業労政課の主幹D、主査Cは業務の依頼に際して、財政課主査Bが報告書に記載していた「事業完了の時期」や「機械の購入をもって事業完了となるか」についての総務省への確認作業など、本来伝えるべき重要事項を伝えておらず、工業政策課係長Eは、交付金申請の国への提出期限が迫る中、商業労政課からの引継ぎの際に「申請にあった手続き等も中央会が書類を全部作ってくれるから」という説明を受けたことから、事業完了の条件について、思い込みによる判断が今回の事案につながっていった。

【業務引継】

業務引継時には、話を聞いた部署が、正式に引継ぎを行うために組織として対応すべきであり、課長等の管理職も含めて文書での引継ぎを行うよう速やかに事務改善を図るべきである。

なお、引継ぎ後にも重要事項等の履行がなされているかの確認を行うようにすべきである。

(3) この項目に関する主な証言等

- ・平成26年6月6日の財政課主催の金融機関向け説明会について、財政課課長Oは「通常この様な業務は行わず、きわめてまれだった。」と証言した。また、財政課がそこま

でした理由について、「市長より話があったことや、総務省課長補佐からも話があったことなどから一生懸命動いた。」と証言した。

- ・同年8月27日に県で行われた協議において、県の主査Aは、事業完了期限が平成27年3月末までであることや繰越しは出来ないことについて、「市と食品加工会社には説明した。」と証言した。

また、県の主査A作成の報告書に記載されている『工場建屋の完成が平成27年3月末に完成するか微妙』、『機械については、購入をもって完了ということであれば、地域経済循環創造事業交付金のスケジュール(平成26年12月中旬から平成27年3月末)の中で完了することは可能と思う。』については、「食品加工会社の担当者が発言したことを記載したもの」と証言し、その際に県の主査Aは、「27年3月末までに終わらせないといけないこと。」「どこまでしたら完了ということなのかは、国の仕様には何も書いてないので、総務省に聞いてみないと分からないと説明した。」と証言した。

- ・財政課主査Bの報告書では、「県の主査Aは機械であれば3月末までに購入できるため、補助対象事業になるだろうとの意見であったが、実際設置する工場が未完成のままでは本当に補助対象となるか国に確認する必要がある。」と記載されており、尋問でも同様の証言をした。また、庁内委員会での「とりあえず機械を設置すれば良い。」「ハサップ工事の関係で機械を一旦設置して外してもいい。」といった発言も県の主査Aの発言であると財政課主査Bは証言し、県の主査Aの証言と食い違いが見られた。
- ・商業労政課主査Cによると、「機械であれば3月末までに購入できるため補助対象になるだろう。」「機械については、購入をもって完了ということであれば、地域経済循環創造事業交付金のスケジュール、平成26年12月中旬から平成27年3月末日の中で、完了することは可能と思う。」「とりあえず機械を設置すればいい。」「ハサップ工事の関係で、機械を一旦、中に設置して、その後、外していいですよ。」といった発言は、県の主査Aによるものと証言し、財政課主査Bと一致している。
- ・財政課主査Bは、「建物が6月、工場稼働が6月だということは、財政課内では皆さん知っている周知の事実だと判断していました。」と証言したにもかかわらず、工業政策課が、機械については3月末までに設置できるものと最後まで思い込んでいたことについて、「確かに、今このような事態になってしまった後で考えると、私のほうからも工業政策課に伝えるべきだったとは思っています。ただ、私と一緒に話を聞きに行った人間が別にいますので、その者が観光商工部でもありますので、その者から工業政策課にはきちんと伝わったんだと私は、解釈をしていたと思います。」と証言した。
- ・商業労政課課長Pは、「商業労政課が担当するのではなく、工業政策課が担当したほうがいいだろう。速やかにつなぐようにという指示をしております。」と証言した。

- ・工業政策課係長Eは、商業労政課主幹Dより「建物については、26年度末に出来上がらないので、そこに間に合う機器に限定して補助金の申請をしてはどうか。」との説明を受け、対象機器の設置が平成27年3月に間に合わない可能性があることを認識したかの尋問に対して、「全く間に合わないという認識は持ちませんでした。」と証言した。

2 国の交付金事業の申請から実績報告について

(1) 確認された事実

- ・県から支援を依頼された宮崎県中小企業団体中央会ものづくり支援コーディネーターF（以下「コーディネーターF」という。）により、食品加工会社の本交付金事業を活用するための事業計画書が作成された。
- ・事業計画書を作成したコーディネーターFは、本交付金事業の書類については、たたき台のつもりで作成していた。
- ・平成26年9月4日、コーディネーターFが作成した食品加工会社の本交付金事業を活用した事業計画書をもとに、工業政策課において同事業交付申請書が起案された。
- ・同月5日、その起案書は、工業政策課、観光商工部長、財政課、企画財政部長の決裁を受け、申請書が総務省に発送されている。しかしながら、この決裁の過程で、この公文書の申請内容の詳細な説明や期限内完成の確認及び決裁規程を確認していなかった。
- ・同年10月17日、総務省から交付決定を受け、平成26年12月議会で3,210万円の補正予算が可決された。
- ・同年12月18日に食品加工会社から市に対し補助金交付申請書が提出され、同月19日に市から食品加工会社へ交付決定された。
- ・平成27年1月15日の総務省からの事業進捗確認については、「年度内完了予定(3月)」と回答しているが、工程表や工場設計図等を基にした協議がされておらず組織的な確認作業が不十分であった。
- ・同月23日、総務省へ事業進捗状況の報告を行った、同日食品加工会社から市に対して、年度内完成の必要性について問い合わせがあった。
- ・同月27日、総務省より年度内完了にリスクがある事業については報告するように指示があったが、工業政策課係長Eは上司に相談をしないまま回答しなかった。
- ・同年2月3日、食品加工会社より3月末までの機器納品及び設置が間に合わないとの連絡があり、同月13日に工業政策課係長Eが食品加工会社に確認したところ、本交付金事業の年度内完了が不可能となったことを認識した。
- ・同月27日、今後の対応方針を工業政策課課長H、同課課長補佐G、同課係長Eの三者

で、4つの対応策（①全ての補助決定を取り消す ②事業計画の変更を承認する ③全ての事業を年度内に完了させる ④繰越しの承認を受ける）を協議し、3月5日に同課課長補佐Gと同課係長Eが対応策をもって食品加工会社を訪問し協議が行われたが、4つの対応策いずれとも異なる「設置機械と同等品の写真を取り寄せる」方針となった。

- ・同年3月26日、工業政策課係長Eは、同月5日の方針をもとに食品加工会社から補助金対象機器の設置を受注した業者からメールで写真データを取り寄せ実績報告書を作成した。
- ・同月30日、食品加工会社から市に対し補助事業実績報告書が提出され、同日、市が補助金等交付確定通知書を送付した。
- ・同月31日、市は総務省に本交付金実績報告書を提出した。

（2）委員会からの指摘

【交付申請】

本交付金事業の書類作成を行ったコーディネーターFは、「宮崎県中小企業団体中央会より1日幾らの謝金で仕事の依頼を受けていた自営業者である。」と証言しているが、市は中央会が県の外郭団体との情報だけで信頼を置いていた。

コーディネーターFが、食品加工会社の本交付金申請のための事業計画書を作成していたが、工業政策課は、交付申請において、計画内容を事業者に十分確認せず業務を遂行していたことで、思い込みによる対応となった。

なお、本件については、組織として判断を仰いだ上で業務として担当が行ったものと判断する。

今回のような事案を防ぐため、要綱・要領を熟知した上で申請や報告を受理し、内容を審査した上で業務遂行すべきである。

【決裁規程】

本交付金の交付申請書は、市長名で申請される公文書であるが、市の決裁規程を確認しないまま申請が行われていた。

総務部や各課内で決裁規程やコンプライアンスの担当職員の配置を行うなど、決裁において決裁規程が守られているかを確認する体制を整え、この規程が、事業報告書等にも適用されることを職員に通知し認識させるべきである。

【事業管理】

本交付金を申請してから実績報告書を作成するまでの間、市の担当者が誰なのかを食品加工会社へ知らせておらず、責任の所在が不明確となってしまったものと考えら

れる。また、工業政策課係長Eは、進捗管理をする必要があったが、機械の設置が間に合うと思いついていたため、完成が間に合わないと認識することが遅れる要因となったものと考えられる。

補助対象機器が設置困難な状況と認識した段階で、工業政策課課長Hが適切な判断をせず、観光商工部長Kに相談・報告がされていなかった。一方で、同部長Kも、重要案件であった当事業の経過等について工業政策課に確認をしておらず、本委員会として2人の意思疎通がうまくいっていたのか不安に感じた。

事業の担当者においては、事業の進捗状況を把握するため、工程管理を行う必要があるが、その際に現地において書面を用いて事業者等と協議を行い、その記録を市と事業者双方で残す必要がある。

また、庁内での協議事項についても、決定事項を記した記録を回覧し、組織で共有した上で関係書類として保管しておく必要がある。

【完成検査・実績報告】

本事案では、工業政策課係長Eが機械の設置ができていないことを知りながら、完成検査を行ったかのように実績報告書を作成したが、それは、同課課長H、同課課長補佐G、同課係長Eの3名の協議に基づく組織としての判断によるものである。

本交付金事業の年度内完了が困難となった状況で、市は、完成したかのように装い実績報告書を提出するという選択をしたが、業務遂行の上、法令遵守という公務員としての基本的な姿勢が組織的に欠如していたと言わざるを得ない。

このようなことを防止するために、申請事務に関係した職員以外の職員をもって現地において検査を行い、また、事業者にも検査の通知をすべきであった。

(3) この項目に関する主な証言等

- ・コーディネーターFは、本交付金に対する認識について、「県より頼まれてボランティアで申請書のたたき台を作った。」と証言した。また、地域経済循環創造事業交付金実施計画書の事業計画の概要の宮崎大学農学部との試験研究については、「記載した記憶も宮崎大学と話したこともなく、工場のラインが4つから1つに設計変更があったことについては、知らされていない。」と証言した。
- ・工業政策課係長Eは、平成26年11月7日の変更された計画図に関し「11、12月は、私の係の職員にやりとりをさせていた。補助対象が2レーンから1レーンになったことも、係員から聞いた。」と証言し、計画変更の国への確認については、「その時点では、そのような確認をいたしませんでした。」と証言した。
- ・国への本交付金申請の決裁にあたり、工業政策課課長補佐Gは、「本件工場が平成27

年6月完成予定だということは認識していた。」と証言し、機械の設置については、「納品が済めばいいと理解をしていたので、ある程度社屋ができ上がって完成までは至らずとも機器の購入、納品が済めばいい、3月までに間に合うという話を聞いていた。」「建屋の完成が完全にできなくても、当然、建設途中でどんどん機具とかを入れていきますので、その段階で入ってしまえばオーケーだと理解をしていました。最終的な完成を待たずとも、そういった形で納品が済めば補助金の交付対象になるという理解をしていた。」と証言した。

- ・同課課長Hは、本交付金申請の決裁にあたり、本件工場が平成27年6月完成予定だということの認識についての尋問に対し、「認識しておりません。」と証言した。
- ・平成27年1月23日、食品加工会社からの「同年3月設置が必須か。」との問合せに対し、同課係長Eは、「当然です。施工業者にしっかり間に合わせるよう指示してください。」と回答し、「1月の時点で課長補佐、課長に内容を報告した。」と証言した。
- ・同課課長補佐Gは、補助対象機械の設置が間に合わない可能性について相談を受けたことについては、「工業政策課係長Eより細かな日付は覚えていませんけれども、2月に入ってから相談を受けた。課長は多分一緒に聞かれた。」と証言し、同年2月3日の食品加工会社から3月の機械設置が難しいことの連絡については、「工業政策課係長Eより報告を受けております。課長のほうから指示が出たと思います。」と証言した。
- ・これに対して、同課課長Hは、平成27年2月3日に食品加工会社より3月の機械設置が難しい旨を工業政策課係長Eは言われていますが、この件について、報告を受けましたかとの尋問に対して、「記憶の範囲内で、そういう報告を受けた記憶はございません。」と証言した。しかし、同課課長補佐Gは、「工業政策課課長Hも一緒に聞いていた。」と証言し、食い違いが見られた。

また、工業政策課課長Hは、平成27年2月13日に同課係長Eが食品加工会社から補助金対象機器の設置を受注した業者より「当初から3月に間に合う予定はない。」と言われたことについての報告も「受けておりません。」と証言した。

- ・平成27年2月27日の工業政策課課長H、同課課長補佐G、同課係長Eの3人での協議については、次のような証言があった。

同課課長補佐Gは、本件事業を断念することを考えなかったのかとの尋問に対して、「可能性として、選択肢の中にはあったと思います。」と証言し、「事業を3月までに完了することが必要だと課長より言われた。」と証言した。さらに、それは間違いありませんかとの尋問に対して、「課長から確かに完了してほしいと、当然言われたと思います。工業政策課係長Eへは、直接私がと言うよりも、課長の方から指示があったと思います。」と証言した。

- ・同課課長Hが「納品ができる可能性をちゃんと探ってほしいというところはあったと思いますと発言した。」と同課課長補佐Gは証言した。
- ・同課係長Eは、「補助対象機器が期限内に間に合わない以上、補助金は取り消すべき、取り消さざるを得ないという認識を持ったが、最終的な判断は上司の判断を仰がなければならないと思い協議した。」と証言した。
- ・同課課長Hは、機器を納品することが補助金を受けるための要件であると、3人とも認識したかとの尋問に対して、「間違いありません。」と証言した。
- ・同年3月5日の食品加工会社との協議後、同課の同じ3名での協議について、同課課長補佐Gは、「3月5日の話を受けて、当然、どうしたらいいかということは、私と当時、工業政策課係長Eと話をし、それについては、その結果を課長と相談したのは間違い無い。」と証言した。補佐が、直々に行って、もう納品ができないということを持ち帰ってきているのに、まだ何とかしてほしいことを言われていたのですかとの尋問に対して、同課課長補佐Gも、「全部ではありませんけれども、幾つかでもできないかというようなことだと思います。」と証言し、写真は、「出荷前の試験をする機械の写真が撮れると思っていたので、同等品というよりも購入したものの写真が撮れると理解をしていた。」と証言した。
- ・一方、同課係長Eは、庁内委員会での「設置したような状況になるような写真というのは撮れないであろうかねというのがこの協議の中で出てきて。」という発言は、「工業政策課課長補佐Gが、まず提案をされたように記憶しております。」と証言し、「課長に報告しましたがけれども、特に何か具体的な指示であったりとか、感想であるとか、そういったものはございませんでした。」と証言した。
- ・同年3月24日に同課係長Eが総務省に送ったメールについては、同課課長Hは、「見た記憶はあります。」と証言した。同月31日の実績報告書の決裁について、同課課長補佐Gは、「最終的には私も決裁し、課長も決裁しておりますので、決定としては組織としてやっていると思います。」と証言した。同課課長Hは、「3人で虚偽の報告をしようというふうに至ったというところについても、私は全く記憶にありません、そういう協議をしたという記憶が。」と同課課長補佐G、同課係長Eとは異なる証言をしており、その協議で事業断念とならなかった理由について、「私は、総務省と協議をした結果として、実績報告書を出しているというふうに思っていました。ですので、虚偽の報告をしたという認識はなかったと思います。」と証言した。

これに対して同課課長補佐Gは、「課長にも十分話をしておりますので、そこは認識した上で決裁されていると思います。」と証言の食い違いが見られる。

- ・同課課長Hは、最終的に総務省に内容虚偽の実績報告書を提出することを承認したか

との尋問に対して、「はい。承認しました。」と証言した。

- 本交付金に対する認識について、同課係長Eは、「重要な政策課題として庁内共有されていたと認識していた。」と証言し、同課課長補佐Gも総務省課長補佐と市長が積極的に本案件を進めようと感じていましたかとの尋問に対して、「結果的に、そういうふうに関わり取っていた。」と証言した。
- 同課課長Hは、「市長からの話でもあるということ、総務省課長補佐からの話だったということで、この事業に関しては、やらないといけない事業なのだろうなというふうに思ったところがある。」「まともじゃないというか、もう最初から突発的に工業政策課の方でいきなり来たとか、総務省からとか、市長からとかいうところで、まともな事業じゃないという、普通の事業じゃないというか、そうした感じはありました。」と証言した。
- 同課課長Hについて同課係長Eは、「通常の業務の中で、課長は私に対する指示というのは非常に明確でございましたが、この事案については、なかなか御自身の考えであるかというのをお話になられませんでしたので、何か違った力が働いているのではないかなというふうに感じた。」と証言した。また、同課課長Hと観光商工部長Kの関係について、同課課長補佐Gは、「非常に通りがいい関係ではなかったと思います。」と証言した。
- 組織体制について、同課課長補佐Gは、「私も別の係の係長という立場がありましてので、年度末になってくると、どうしても自分の担当する職務も係長としての立場もあり、どうしてもそこに注力をしてしまうというのがあります。係が別々にありますから、それぞれの係で仕事を進めていく中で、そういった部分がおろそかになってしまったというのは、今反省をしているところです。」と証言した。
- 同課課長Hが観光商工部長Kに全く報告、連絡、相談をしていなかったことに対して、同課課長Hは、「普通、決裁をする中で、そうした上司に伝えるべき問題だという認識がなかったと思うしかありません。」と証言した。
- 観光商工部長Kは、「本交付金事業について工業政策課の誰からも報告、連絡、相談を受けていなかった。」と証言し、尋問に対して知らないことが多く、「基本的には、事業は課単位で仕事をしますので、事業が円滑に順調に進んでいる場合は課の中で処理をされます。」と証言した。また一方で、「今回の納品ができない、26年度中に事業が完了しないという時点では、これはイレギュラーというか、通常の事態ではありませんので、上司に判断を仰ぐ事案だと思います。」と証言し、自身の責任について、「決裁をする者として、当然、結果責任を負うべき立場にあると思います。」「部を統括する者として結果責任、部下の指導・育成等も責任を負うのは当然だと思っています。」

と証言した。

3 食品加工会社について

(1) 確認された事実

- ・食品加工会社は、旧工場が手狭であり、新工場建設のために、県を窓口とした「ものづくり補助金」を利用していたところ、市でも総務省交付金の対象事案を探していたため、本案件は市が窓口となって事業が進められることとなった。
- ・平成26年9月の本交付金申請時の計画では製造ラインが4本であったが、同年11月に2本に縮小され、既存商品と新商品開発ラインが混同されていたながら、市への計画変更を行っておらず、他の補助事業との重複も整理されていなかった。
- ・補助を受けた食品加工会社は、本交付金事業で県内野菜の残渣等を活用した新商品開発のため、新商品ドレッシング専用の製造ラインを設置する計画としていたが、工場完成後は、申請と異なる既存商品の製造ラインとして使用していた。
- ・食品加工会社は、県産品の野菜を主に使ったドレッシングの開発であれば今回の補助事業に該当するという解釈をしていた。

(2) 委員会からの指摘

【事業内容の認識】

食品加工会社は、事業計画書や補助金申請等の書類作成及び事業の進捗管理など市や中央会に任せきりにせず、申請者本人であることをしっかりと認識し、補助金の交付目的に従い新商品を開発・製造すべきであった。

交付金を受け取る主体的立場でありながら、「ものづくり・商業・サービス革新補助金」と「地域経済循環創造事業交付金」の対象機器が重複していた。

【事業内容の周知】

市は事業者に対し、事業の要綱等を十分に説明し記載内容を理解してもらった上で申請書を提出してもらうよう、事業内容の周知を徹底する必要がある。

さらに、『補助金に係る予算の執行の適正化に関する法律』に示された期間内に目的外使用を行った場合は、補助金返還の可能性について説明しておく必要がある。

事業者は、当初申請書に添付した事業計画に変更が生じる場合、事前に市と協議を行い、市は事業趣旨に沿っているかななどの確認を行いながら、国の承認を取った上で、事業遂行する必要がある。

(3) この項目に関する主な証言等

- ・元食品加工会社取締役総務・経理部長 I は、申請書については、「内容を精査することせず、全部お任せ状態であった。」と証言した。
- ・コーディネーター F が作成した申請書の生産体制や雇用計画、財務状況について元食品加工会社取締役総務・経理部長 I が知らない記載事項も複数あり、コーディネーター F が勝手に数字を入れたのかとの尋問に対し、同部長 I は、「まあ、そういうことになりますね。」と証言した。
- ・平成 26 年 11 月、食品加工会社が、食品加工会社から補助金対象機器の設置を受注した業者より入手した工場建設スケジュール資料を市に渡したかの尋問に対し、元食品加工会社取締役総務・経理部長 I は、「もらってからすぐに工業政策課係長 E に渡している。」と証言したが、工業政策課係長 E は、「もらっていない。」と証言し、市が、スケジュールを入手したのは、会計実地検査前後の平成 29 年 6 月に行われた食品加工会社、食品加工会社から補助金対象機器の設置を受注した業者及び市の三者で協議した時とのことであり、証言に食い違いが見られる。
- ・平成 27 年 2 月 13 日に「工業政策課係長 E や本市関係者から銀行振り込みを 3 月末にするようにという指示をいただきまして、そのようにしました。」という元食品加工会社取締役総務・経理部長 I の証言と市が支払いをもって事業完了としようとしたことは一致している。
- ・設置予定の機械と同等品の写真を国に提出することに対しても、「市が行うことであるから疑うところはなかった。」と元食品加工会社取締役総務・経理部長 I は証言した。
- ・平成 29 年 6 月 17 日の協議において、元食品加工会社取締役総務・経理部長 I は、実績報告書に添付されている写真は食品加工会社の工場のものではないことや、実績報告書の作成を宮崎市が行ったことを、食品加工会社から補助金対象機器の設置を受注した業者、工業政策課の三者協議の参加者には「伝えた」と証言した。
- ・食品加工会社総務・経理部 J は、会計実地検査に対応した工業政策課係長 M を含む何名かには、平成 29 年 5 月か 6 月ころに「実績報告書を本市職員が作成したこと」、「3 月末に納品されていなかったこと」を伝えていたと証言した。

4 会計実地検査及び虚偽報告作成の覚知について

(1) 確認された事実

- ・平成 27 年 6 月 11 日に第 1 回目の会計実地検査の対応を工業政策課係長 E が行っているが、交付金対象機器が未設置である中、会計実地検査が行われることを観光商工部長 S や食品加工会社に知らされておらず、その検査結果も報告されていない。
- ・平成 29 年 4 月 13 日、第 2 回目の会計実地検査が行われ前任の工業政策課係長 E に聞

きながら後任の同課係長Mが対応している。

- ・同年6月17日の食品加工会社との協議で、工業政策課係長Mと同課主任主事Tは、『平成26年度内に対象機器が年度内に納品されていないこと』、『本市職員が実績報告書の写真を取り寄せ書類作成を行ったこと』の実態が判明したため、工業政策課課長Qと商工戦略局長Rにその旨を報告している。
- ・同月19日の『工業政策課係長Eへの聴き取り』では、「締め切りが迫る中、食品加工会社に指示しては間に合わない判断し、直接、食品加工会社から補助金対象機器の設置を受注した業者から写真の提出を求めた。」「報告書（案）は、市で作っている。」となっていたが、食品加工会社での協議をまとめた『対応記録』では、「食品加工会社に指示していたが、締め切りが迫る中、直接、食品加工会社から補助金対象機器の設置を受注した業者から写真をもらうように食品加工会社から言われたので、そのようにした。」「食品加工会社に確認しながら、報告書（案）は市で作っている。」と変えられ、『工業政策課係長Eへの聴き取り』でのニュアンスが変えられた形で追記されている。

この『対応記録』が、報告に使われており、工業政策課内で工業政策課係長Eの発言が正確に共有されていなかった。

また、この対応記録については作成者を明確に特定することができない状態になっていた。

- ・同月23日付けの市が作成した『会計検査について』（食品加工会社に対し、会計検査への協力依頼をするための資料（タッグを組んで会計検査院に対抗していかなければならない旨の内容））では、「平成29年6月の調査において、平成27年3月までに食品加工会社には機械は納品されていないことが判明した。食品加工会社から市に提出のあった実績報告書の写真は、まだ納品されていない同種の機械を別の場所で撮影したものであった。」とした上で、「機械の代金が年度内に支払われている」、「新製品開発に着手し交付金事業の目的は達成している」との理由で交付金返還にはあたらないとして会計検査院に対応している。

7月14日には同じ内容の報告が原田副市長にもされ、副市長からは「客観的に見て、会計検査院からすれば返還を求める可能性が高いのではないか。」との意見があった。この意見を工業政策課は7月18日に市長に伝えたと言っているが、市長はこの事実を認識していなかった。

- ・市は、覚知時期について、平成30年5月の第3回目の会計実地検査で会計検査院からの指摘を受けて「初めて虚偽の実績報告に市が関与していたことを知った。」と主張した。根拠として、工業政策課係長Eの供述を聞いた側が、それを職員が主導したもの

と認識していなかったことと、市長まで報告が上がっておらず、「市長が知らないので市が知ったことにはならない。」としている。

- ・局長以下平成 29 年当時の担当職員は、「平成 27 年当時の工業政策課係長 E はその当時、機器の設置が間に合っていないことを知った上で実績報告書の作成をしていた。」と認識していた。

(2) 委員会からの指摘

【会計実地検査の対応】

平成 27 年 6 月 11 日に第 1 回目の会計実地検査が行われているが、会計実地検査が行われることを食品加工会社に連絡していないなど、国の交付金受給者として、市の管理体制や会計実地検査の対応が不十分であったと言わざるを得ない。

工業政策課課長 H は、実績報告書提出後も担当課長でありながら、会計実地検査に対する業務管理ができておらず、その責任は大きい。

平成 29 年度の第 2 回目会計実地検査からは、複数の担当職員が、事業者を守る意識で受給した交付金が返還にならないようにすることに傾注していたため、交付金受給者としての本質を見誤っていたと言わざるを得ない。

平成 29 年 6 月 17 日の食品加工会社での協議で、機械の設置が事業年度内に完了していない事実が判明したにもかかわらず、「交付金を返還しないための策として、代金の支払いをもって事業完了」と、当時の使命として補助金返還の回避を第一として会計検査院に対抗しようとした観光商工部長 S をはじめとする宮崎市の法令遵守意識の欠如が最終的に国からの信用を失墜させたと考えられる。

会計検査院からは「隠蔽」、「補助金流用」と捉えられ、宮崎市は、他市に比べ心証がかなり悪かったと思われていた。

会計実地検査の連絡は、会計検査院から事前に通知されることから、二役に報告し速やかに会計実地検査に対応すべきである。

会計実地検査結果については、指摘事項も含め受検時の対応記録をまとめた報告書を作成し、補助金の適正活用を図っていくべきである。

【覚知時期】

覚知の遅れの原因として、平成 26 年の工業政策課係長 E は、平成 29 年の工業政策課係長 M に対し、虚偽の実績報告をしたことを平成 29 年 5 月か 6 月頃伝えているが、平成 29 年の工業政策課係長 M は、その内容を十分に理解していなかったことから、問題として報告が上司に上がらず、結果として覚知が遅れてしまったものと考えられる。

虚偽報告作成の覚知時期については、観光商工部長 S までは、平成 29 年 6 月 19 日に

把握していたと確認できたが、書類作成を「事業者のお手伝い」と認識しており、事業未竣工を完了したとする内容の書類を作成したのであれば、お手伝い感覚でしたことであっても、作成された文書は内容虚偽のものであることを市職員としては認識すべきである。

平成 29 年 6 月 19 日の報告で、市職員による虚偽報告作成を部長が知れば、当然、組織として市が知ったことになるかと判断できる。

また、7 月 18 日の市長報告資料に「事業年度内に交付対象機器が納品されていないことはこの時点で推測できたと言わざるを得ない。」との記載があるため、市長も虚偽の実績報告書が作成されていた問題に気が付ける状況にあったと考えられる。

第三者委員会で指摘のあった覚知時期の相違については、市長は、会計検査院からの指摘で平成 30 年 5 月に初めて虚偽の実績報告書を市職員が作成したことを知ったとしているが、平成 29 年 6 月の時点で、当時の観光商工部長 S 以下多くの職員が、虚偽の実績報告書作成に市職員が関与していたことを認識していたことから、市長までなぜ伝わらなかったのかが組織としての問題と言える。しかしながら、これまでの状況から当委員会としては、市の覚知時期は、平成 29 年 6 月と判断する。

(3) この項目に関する主な証言等

- ・会計実地検査では、複数の担当職員は、食品加工会社に平成 27 年 3 月 31 日までに機器の設置ができていなかった事実を知った上で、「支払いがされていることをもって納品という考え方はできないかと課内で協議して決めている。」「虚偽かどうかについては、特には考えが及ばなかった。何か問題があると考えたよりは、どうやって返さないでいい方法はないだろうかということを考えておりました。」と証言し、工業政策課課長補佐 N は、「代金の完済で事業年度内完了と見なせないかどうかの説明をしていた段階。それがもし会計検査院のほうで適法ということになれば、虚偽報告でもなんでもなくなりますので、正直、問題視していなかった。」と証言した。

観光商工部長 S に至っても「当時の使命は、補助金返還の回避、これが第一でした。」「その思いだけで動いて、会計検査院からの質問、これに個別に何とか対応して、返さずに済めばそれが一番だというようなことで動いたと記憶しています。」と証言した。

- ・平成 29 年 6 月 23 日付けの『会計検査について』の内容について、工業政策課係長 M は、「補助対象機器が入っていないことについては、全て市長まで報告しております。」と証言した。
- ・工業政策課からの報告に対して原田副市長は、「平成 27 年 3 月までに納品されていないという客観的な事実があるので、会計検査院からすれば補助金の返還を求める可能

性が高いのではないかと申し上げ、そのことを市長へもお伝えするように申し上げた。」と証言し、工業政策課からは「市長にもお伝えしたと報告を受けた。」と証言したが、市長は「このことを知らなかった。」と証言した。

- ・実績報告書の作成に関しては、工業政策課係長Mは「補助金を申請された方に対して、アドバイスや手直しをして、きちんとした書類を出させていくというのが我々の仕事ですので、それぐらいのお手伝いの一環であるというところで、市で作ったという認識は、全くなかった。それが問題であるという認識もなかった。」と証言し、工業政策課課長補佐Nは、「平成29年6月17日に機器の未納が確定しましたので、実績報告書を作成したのは、工業政策課係長Eであること、実績報告書を市の職員がほぼ100%作成していたということは認識していました。写真に関しては恐らくその時点では認識しておりません。」と証言した。
- ・商工戦略局長Rは、「写真については、食品加工会社さんに施工業者から取り寄せるようにと言われたので、当時の係長が取り寄せたこと。それから、実績報告書については、確認をしながら作ったこと。そのことについて認識をした。ただ、それは手伝いの程度だったと当時認識していた。」と証言し、観光商工部長Sも「主導ではありません。」とした上で、「関与ということについて、認識はあったかもしれませんが。」と証言した。
- ・覚知時期について市長は、「平成26年の担当者から平成29年の担当者に、実績報告は出した、そして虚偽をしたという話をしたということではありますが、平成29年の担当者はそれを理解していないという状況。その時点で職員の虚偽ということが、はっきり伝達され理解をしていれば、即私どもに上がったと思いますが、平成26年の担当者、それから平成29年の担当者、それぞれに認識のずれがあった。それが結果的には、平成30年5月まで覚知が遅れてしまったというところですよ。」と証言した。
- ・聴き取りを行った工業政策課係長Mに至っては、「会計検査院から、これは偽造に当たると指摘を受け、そのときに改めてびっくりした。これが偽造に当たるのだと、私の認識が間違っていたと思った。当時はそういうふうには思えなくて、今も、ちょっと本当にそうなのかなと思うところもあります。」「実績報告書は、市のほうで作ったということになっているが、市がやったというよりは、食品加工会社がやったという認識は、今も変わりません。」など、現時点においても正確な認識をしていなかった。

5 市役所の組織における意思決定と責任の所在について

(1) 確認された事実

- ・業務引継ぎにおける組織の問題について、縦割りの組織体制から、財政課や商業労政

課の職員が、工業政策課に引き継いだ後のことに関知していない点が見受けられ、引継ぎ後の本交付金事業に係る期限と目的などの重要事項のフォローがされていなかった。

- ・ 人事異動に伴う本交付金に関する事務引継ぎについて、「引継ぎを受けていない。」という証言が多数見受けられた。
- ・ 協議記録や報告書等について作成されていないものが多かったことから、証言に頼らざるを得ず、対外的な打合せ結果も打合せ時に使用した書類や図面等の添付がされておらず、組織としての共通認識ができていない。
- ・ 作成者不明の資料があり、その資料に基づき意思決定がされていたものがあった。
- ・ 課長補佐兼係長は、通常の係長業務を行いながら、課長補佐業務として他の係の業務を補佐するなどしていたため、業務に支障をきたしていた。係長業務は、引き継ぎされていたが、本交付金に関しては課長補佐業務の引継ぎがされていなかった。
- ・ 担当者からの報告も、上司へ「報告」をしているのか、「意思決定を求めているのか」が不明確なまま情報伝達が行われている場合があり、組織としての意思決定が誰によって行われているのか、責任の所在が極めて不明確である。
- ・ 報告を受けた管理職職員も意思を明確にしない事例があり、管理職職員の判断、組織としての指示系統が機能していない状況が見受けられた。
- ・ 平成 26 年度の工業政策課課長と観光商工部長との間のコミュニケーションが図られておらず、報告・連絡・相談が少なかった。
- ・ 平成 26 年の本件の起点から会計実地検査に至るまで、報告・連絡・相談が不十分であることが根底にあり、組織として問題が起きやすい状況が常態化している。また、二役を含めた管理職は、是正すべき立場にありながら、その責任を果たせていない。
- ・ 市長、副市長は、年度内に交付対象機器の納品がなかったことを知りながら、「支払いをもって納品」とする工業政策課の交付金返還を避ける方針を止めなかった。
- ・ 平成 29 年当時、市長及び副市長は、補助金返還に関し二役で協議を行っていなかった。

(2) 委員会からの指摘

【事務引継】

人事異動に伴う事務引継時の書類について、懸案事項等が正確に引継ぎされておらず、組織としても確認されていなかった。

今後は、懸案事項等は正確に引継ぎを行い、管理職立会いの上組織として確認を行うべきである。

【協議記録作成】

協議記録では、「報告事項」と「意思決定の判断」を求めるものがあり、証言では「上司に報告し了解を得た。」とのことであるが、上司は「報告を受けていない。」と証言していたものがある。

担当者は、二役を含む管理職に対し、「報告」をしているのか、「意思決定を求めているのか」を明確にし、「意思決定」されたことについては伺いなど決裁に準じた形で所定の手続きにのっとり事務を進めるべきである。

管理職に報告する資料などは、作成者を明確にした上で報告書等の速やかな作成を行い、保存することを徹底すべきである。

【組織の情報共有】

二役を含む管理職に対して、「どの役職が事柄の説明責任を負うのか」が曖昧かつ統一されておらず、庁内における説明責任の所在が極めて不明確な状況にあるなど、市内部の報告体制が確立されていない。

その結果、報告されるべきものが報告されておらず、管理職として職務を果たすために必要な情報が入手できていない状況が見られた。

正しく十分な情報に基づいて管理職が判断を行えていない可能性が高く、組織としての判断が適正に行われているかに疑義をもたざるを得ない深刻な状況である。

課長には担当者が、部長には課長が、その上には部長が責任をもって報告するなど「説明責任の所在」を明確化、統一しその基準に則した情報共有体制を至急整えるべきである。

【課長補佐兼係長】

課長補佐兼係長の引継ぎは、係長業務は当然のこと課長補佐業務も行う必要がある一方、他の係の業務の重要事項についても行う必要がある。組織的に見ていくと課長補佐が係長業務を行いながら、他の係を見ていくことは困難となっていた。

【法令遵守】

今回の事案において、「納品されていない事業対象機器の代金支払いをもって事業完了とする」といった判断は、法令違反に当たると言わざるを得ない。

また、要綱や『補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律』等と照らし合わせると、計画変更の届出や期限内完成、施設の目的外使用禁止など関係法令の遵守の意識が低いと考えられる。

市長を含む特別職職員及び職員は、原点に立ち返り、日本国憲法でうたわれている全体の奉仕者として公共の利益のために勤務すべき責務を深く自覚するとともに、関係法令を遵守し、公正に職務の遂行に当たるべきである。

【職員研修】

今回の問題を受け、職員研修の基本研修及び特別研修の内容を見直し、再発防止を図る必要がある。

また、補助事業に関する研修会の導入など、新たな職員研修制度を創設すべきである。

(3) この項目に関する主な証言等

- ・平成 27 年 2 月 27 日、本交付金に係る事業の進捗について、工業政策課係長 E は「工業政策課課長 H からは、具体的な指示であったり、感想であるとか、そういったものはなかった。」また、3 月 5 日に実績報告書に添付の実物と異なる写真の取り寄せについても、「一切ストップがかからない状態で、そのまま処理を進めてまいりました。」と証言した。
- ・工業政策課課長補佐 G は、課長補佐の業務について、「私の方も別の係の係長という立場がありましたので、年度末になってくると、どうしても自分の担当する職務も係長としての立場もありますから、どうしてもそこに注力をしてしまうというのがあります。係が別々にありますから、それぞれの係で仕事を進めていく中で、そういった部分がおろそかになってしまった。」と証言した。
- ・平成 29 年 4 月の事務引継ぎにおいて、工業政策課課長補佐 G（前任）から課長補佐 N（後任）へは、「工業振興係の業務引継ぎが主なもので、定期異動の引継ぎや本交付金についての引継ぎは受けておりません。」と証言し、また、平成 28 年 4 月の業務引継ぎにおいて、工業政策課課長 H（前任）から課長 Q（後任）への引継ぎについても「受けておりません。」と証言した。
- ・平成 29 年 6 月 17 日付けの『対応記録』の作成者について、工業政策課係長 M は「工業政策課課長補佐 N が作られたものだと思います。」と証言したが、工業政策課課長補佐 N は「この記録様式を使うことはありませんので、確実に私は作っておりません。」と証言し、証言が食い違っている。このことについて、工業政策課主任主事 T は、「私が作成したのは 1 ページのみで、2 ページ以降はどなたが作成したのか記憶していません。」と証言した。
- ・同年 7 月 12 日工業政策課の報告に対し、原田副市長からは、「通常に照らして、機械物品が納入されていないのに納入されたことを装った文書を国に提出ということは極めて異常なことだと言う認識はありました。」と証言した。
- ・原田副市長は、「結果的に総務省に返還をし、市民の皆さんに多大なるご迷惑をおかけしているということについては、私の不徳のいたすところだと思っております。今の時点であれば、もっと市長などに対して申し上げることもあったのではないかなとい

うふうに反省をいたしているところでもあります。」と証言した。

- ・市長は、「平成 26 年当時の未納で報告書を職員が虚偽をした、これがはっきり私どもが理解をされれば平成 29 年の 6 月の時点でその部分を職員が虚偽をしたという部分であれば即処分と対応をしていたと思います。でも、あくまで覚知がその 1 年後にしかできなかつたという部分は組織の内部としては反省すべきだというふうに思いますし、そのことを今後再発しないような動きをしないといけないという思いは常に、今も考えております。」と証言した。
- ・市長は、平成 29 年 7 月 18 日の会計検査の対応についての資料を見たかとの尋問に対し、「見ていると思います。」と証言し、裏面の市の見解については全て同意されているかとの尋問に対し、「していると思います。」と証言した。
- ・市長は、「私自身が、個人的には平成 30 年の 5 月にしっかりと把握をした時点から、責任をもつべきだというふうに思っておりましたので、平成 29 年の 6 月の時点では、私までは把握しておりませんので、あくまで平成 30 年 5 月に責任をもつ体制で組織としては考えていこうというふうに思いました。」と証言した。

6 まとめ

本交付金は、本市で財務部長をされた総務省課長補佐から戸敷市長に協力要請があったもので、市がこれに協力したことは当然のことである。しかし、情報の初期段階で財政課職員が期限に関する問題点を認識しながらも、商業労政課に引継いでから最終的に担当した工業政策課までその問題点の認識が徹底されなかつたことと事業完了の時期を事業者を確認しなかつたことが今回の大きな問題につながった。

そして、平成 26 年度の工業政策課の課長、課長補佐及び係長の 3 名が、機械の設置が交付金の期限に間に合わないことについて観光商工部長に報告や相談を行わずに総務省へ虚偽の実績報告を行ったことは、法令違反以外の何物でもない。

また、国への提出書類が決裁されている過程の中で、組織としてチェックや問題点の指摘がなかつたことは、決裁の形骸化といわれても仕方がない。

更なる過ちが、平成 29 年度に会計実地検査に対応した観光商工部長をはじめとする工業政策課職員が、機械の設置がされていないにもかかわらず、代金の支払いをもって納品という判断は、結果として本交付金事業要綱に触れる重大な違反行為であった。

着任したばかりの総務省出身の副市長から、交付金を国に返還せざるを得ないことを市長に伝えるように指示が出ていながらも、最終判断を行う立場にある市長がこのことを問題として捉えずに機械の代金の支払いをもって納入されたことを主張し、会計検査院に対抗していくことを市として判断したことで、国及び市民からの本市に対する信頼を失墜さ

せた責任は大きいと言わざるを得ない。

第三者委員会が指摘した本市職員による覚知時期について、本委員会でも徹底した調査を行なったが、平成 29 年 6 月 17 日の食品加工会社での協議で「機械の設置が年度内に完了していない事実」が判明し、同月 19 日の平成 26 年度工業政策課課長補佐、係長への聴き取りにおいて、「平成 26 年度内に対象機器が年度内に納品されていないこと」、「実績報告書の写真を取り寄せて書類作成を行なったこと」が明らかになった段階で、覚知できなかったとする市の対応からすると、本市職員の法令遵守の意識は低かったと言わざるを得ない。

以上のことを踏まえ、市長は、覚知時期をはじめとする本委員会の報告を重く受け止め、説明責任を果たした上で再発防止に努められたい。

第9 おわりに

本特別委員会は、平成30年5月の地域経済循環創造事業交付金に関する会計実地検査において、本市の虚偽報告に関わった事実が判明して以降、同年8月の「宮崎市国庫補助金事務処理状況調査庁内委員会」、平成31年2月の「地域経済循環創造事業交付金に係る事務に関する監査」、令和元年8月の「平成26年度地域経済循環創造事業交付金に係る宮崎市の対応等に関する第三者委員会」に続いて、令和元年10月の臨時会で設置され、これまで16回にわたり延べ29名の証人尋問を行うなど真相の究明に努めてきた。

本報告書における指摘、提案については多くが「公務員」として、また「社会人」として「当たり前」のことを当たり前に行うことができれば、改善することが可能なものであると思う。

宮崎市の組織が現状、そうした「当たり前」を指摘しなくてはならない状況にあるということ認識し、組織として正常な状態になることを強く望む。

最後に、調査にご協力いただいた関係各位に感謝申し上げ、本特別委員会の調査を終了する。

以上